

建 経 業 号 外
令和 3 年 11 月 4 日

一般社団法人 静岡県建設業協会会長 様
一般社団法人 静岡県建設産業団体連合会会長 様
静岡県建設事業協同組合連合会会長 様

静岡県交通基盤部建設業課長

建設業法施行規則の改正に伴う経営事項審査における監理技術者講習
の受講時期について

日頃、本県の建設業行政に御理解と御協力頂き厚く御礼申し上げます。

さて、建設業法施行規則の改正（令和 3 年 1 月 1 日施行）に伴い、監理技術者講習の受講時期が変更したところですが、「お知らせ」のとおり、考え方を定めたので通知いたします。

貴会におかれましては、本内容を貴協会会員の皆様に周知徹底されますようよろしくお願いたします。

担当 許可班
電話 054-221-3058